

熱回収施設設置者認定制度(平成23年～)

概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可に係る一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設であって、熱回収(廃棄物発電・余熱利用)の機能を有する施設を設置している者は、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事等の認定を受けることができる。

認定を受けるための要件(一部抜粋)

- 年間10%以上の熱回収率で熱回収を行うことができる者であること。
- 熱回収施設に投入される廃棄物と燃料の総熱量の30%を超える外部燃料を投入しないこと。
- 熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。
- 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

認定を受けるメリット

- 廃棄物を保管できる日数が21日まで認められる。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2または同法15条の2の2に規定する定期検査の義務を免除。
- 認定を受けた者は、熱回収認定基準及び能力基準の双方を満たした施設として、公的に評価されることにより、意識の高い排出事業者による認定施設への処理委託が推進されることが期待される。

廃棄物熱回収施設設置者の認定状況

(平成27年12月1日現在)

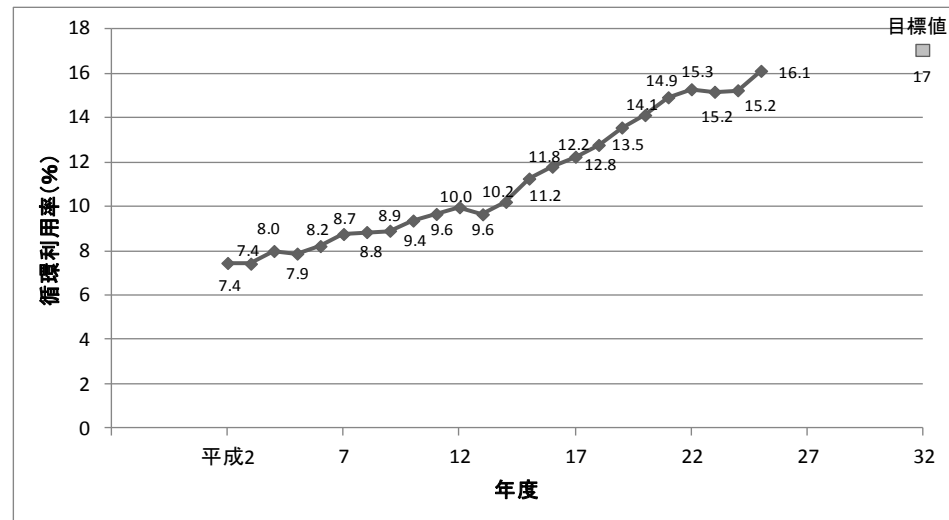
	認定年月日	認定を受けた者	認定した都道府県等	熱回収率 (%)	熱回収の方法	産廃	一廃	施設数
1	平成23年10月4日	豊田ケミカルエンジニアリング株式会社	愛知県	17.0%	発電・熱利用の併用	○		1
2	平成23年10月25日	株式会社総環	大阪市	20.2%	発電	○		1
3	平成23年12月27日	株式会社市原ニューエナジー	千葉県	23.9%	発電・熱利用の併用	○	○	1
4	平成24年2月7日	株式会社クレハ環境	川崎市	19.3%	発電・熱利用の併用	○		1
5	平成24年2月23日	株式会社日産クリエイティブサービス	横須賀市	32.4%	発電以外の熱利用	○		1
6	平成24年3月22日	株式会社フジコー	千葉県	11.2%	発電	○		1
7	平成24年3月28日	株式会社旭商会	相模原市	14.2%	発電以外の熱利用	○		1
8	平成24年3月30日	株式会社アイザック	富山市	20.5%	発電・熱利用の併用	○		1
9	平成24年4月23日	株式会社DINS堺	堺市	18.2%	発電・熱利用の併用	○		1
10	平成24年5月17日	三和油化工業株式会社	愛知県	37.0%	発電以外の熱利用	○		1
11	平成24年10月29日	三重中央開発株式会社	三重県	30.3%	発電・熱利用の併用	○	○	2
12	平成24年12月19日	三栄レギュレーター株式会社	川崎市	56.4%	発電以外の熱利用	○		1
13	平成25年5月20日	ユナイテッド計画株式会社	秋田市	28.2%	発電・熱利用の併用	○		1
14	平成25年11月19日	大栄環境株式会社	兵庫県	21.3%	発電・熱利用の併用	○		1
15	平成26年8月14日	エコシステム千葉株式会社	千葉県	10.2%	発電・熱利用の併用	○		1
16	平成27年6月15日	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団	佐賀県	12.0%	発電・熱利用の併用	○		1
							合計	17

(注)認定年月日順に整理

3Rの高度化による地球温暖化対策の推進 ①

我が国の循環利用率(循環利用量／(循環利用量＋天然資源等投入量))は16.1%(平成25年)に留まっており国内で発生する廃棄物に対する3Rの高度化のポテンシャルも高く、循環型社会と低炭素型社会の統合に向けて3Rの高度化による地球温暖化対策が必要。

- 平成27年12月に採択されたパリ協定を踏まえ、廃棄物分野の更なる低炭素化が求められている
- 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進は、天然資源の消費を抑制し、循環型社会の形成に資するだけでなく、CO2排出削減や社会システム全体のコストダウンにも効果的であり、これらの支援が必要



循環利用率の推移

エネルギー対策特別会計を活用し、

- 循環型社会と低炭素社会の統合に向けた、低炭素型の3R技術・システムの体制構築に向けた実証事業の支援
- 初期投資にコストの要する省CO2型のリサイクル高度化設備の導入に向けた補助事業を通じた、低炭素型技術の社会実装を支援

更なる地球温暖化対策の推進に向けて、3Rの高度化による地球温暖化対策の取組を支援

3Rの高度化による地球温暖化対策の推進 ②

環境省として3Rの高度化を通じて民間事業者等の地球温暖化対策を支援。

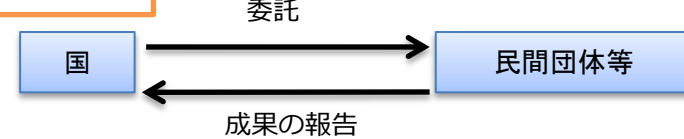
○ 低炭素製品普及に向けた3R体制構築支援事業

＜平成29年度要求額 500百万円＞

- ・炭素繊維強化プラスチックやリチウムイオン電池等の低炭素製品のための3R体制を構築し、処理段階の阻害要因を解消することが、低炭素製品の一層の普及に向けて不可欠
 - ・また、低炭素製品のリユースやリサイクルプロセスの効率化・再生材の積極利用を進めることにより、リサイクル・処分だけでなく製品製造段階におけるCO2削減が可能
- ⇒二重の低炭素化(低炭素製品の適正処理確保、低炭素製品の低炭素化)によって低炭素社会の実現を支援

(右図) 事業イメージ参照

事業イメージ

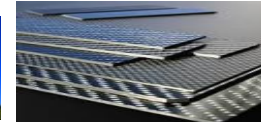


低炭素製品の一例

炭素繊維強化プラスチック



風車や水素タンクなどに利用。
破砕・燃焼が困難。



リチウムイオン電池
(FCV・EV・
エネルギー管理システム)



効率的なエネルギー利用に不可欠であるが、処理が高コスト、また感電の危険性があり留意が必要

○ 省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業

＜平成29年度要求額 1,700百万円＞

- ・天然資源に乏しい我が国では、使用済製品からの再生資源の活用が期待されるが、再生資源回収量を増加させた場合にCO2排出量の増加が懸念されるため、リサイクルの低炭素化と資源効率性向上を同時に進める必要がある。
- ⇒高度なりサイクルを行いながらリサイクルに必要なエネルギー消費の少ない省CO2型のリサイクル高度化設備導入を進めることにより、使用済製品等のリサイクルプロセス全体の省CO2化と資源循環を同時に推進し、低炭素化と資源循環の統合的実現を支援する。

(右図) 事業イメージ参照

事業イメージ

(補助率) 定額

(補助率) 1/2



技術の一例

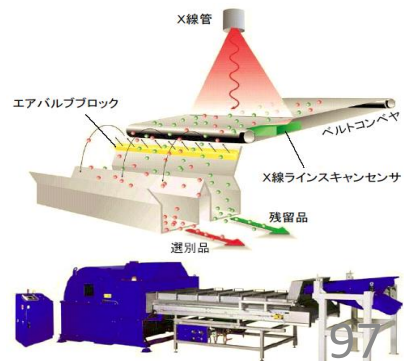
アルミ・銅の高度選別装置

水平リサイクル
が可能に



アルミサッシ
(展伸用アルミ合金 Al, Mg, Si)

サッシtoサッシにより、
サッシ製造プロセスを約80%省エネ



一般廃棄物処理における地球温暖化対策の推進 ①

一般廃棄物の処理の各工程(収集・運搬、中間処理、最終処分)を通じて、廃棄物エネルギーの利活用や省エネ、再エネを総合的に推進。

- 今後増大が見込まれる廃棄物処理施設の更新ニーズに備えて、循環型社会形成推進交付金等を活用し、**「高効率エネルギー利用」及び「災害廃棄物処理体制の強化」の両方に資する包括的な取組を行う施設に対して、交付率1/2の交付対象を重点化。**
- **施設の改良・改造による長寿命化**においても、同様の包括的な取組を支援。

- ゴミ発電のみならず、メタン回収や熱利用、省エネを含めた、総合的な高効率エネルギー利用施設への政策誘導が必要
- 施設の改良についても、質の高い長寿命化を図りつつ、高効率エネルギー利用施設への政策誘導が必要

施設におけるエネルギー利用の高度化

- 従前の高効率ゴミ発電よりも、さらに先進的な**高効率エネルギー利用(ゴミ発電、メタン回収、熱供給、省エネ等)**を実現する施設に対して、1/2交付対象施設を重点化
- **改良・改造についても、十分な長寿命化の効果**を有し、**高効率エネルギー利用を行うもの**に重点化

更なる地球温暖化対策の推進に向けて、各種モデル事業等も実施し、地方公共団体等における地球温暖化対策の取組を支援

一般廃棄物処理における地球温暖化対策の推進 ②

環境省として様々な観点からモデル事業等を実施し、地方公共団体等の地球温暖化対策を支援。

○ 廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業 ＜平成29年度要求額 500百万円＞

廃棄物焼却施設からの余熱や発電した電気の地域利用を促進するため、廃棄物処理施設から需要施設に余熱等を供給する熱導管等の導入を支援する。

○ 廃棄物発電の高度化支援事業 ＜平成29年度要求額210百万円＞

廃棄物発電施設と電力供給先によるネットワークを構築して廃棄物発電による電力需給を安定化するスキームについて、実現可能性を調査する。また、市町村等における廃棄物処理施設整備の計画段階でエネルギー利活用のあり方と一体的に検討を行うことを促す枠組みを検討する。

○ 中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等 評価・検証事業 ＜平成29年度要求額 550百万円＞

中小規模廃棄物処理施設を有する自治体と先導的処理技術を有する企業が共同・連携して、先導的廃棄物処理システム化等を評価・検証する。

○ 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業 ＜平成28年度 160百万円＞

処分場等への太陽光発電導入に関して実現可能性を調査するとともに、先進的な技術導入にあたっては補助を行う。さらに、今後、処分場等への太陽光発電の導入を促進するためのガイドラインを作成する。

事業イメージ

製造、加工
(高温利用)



熱のカスケード利用

生産(温室への低温利用等)



●熱需要施設の組み合わせ利用



●工場等への大規模熱供給



●公共施設の低炭素化及び防災化



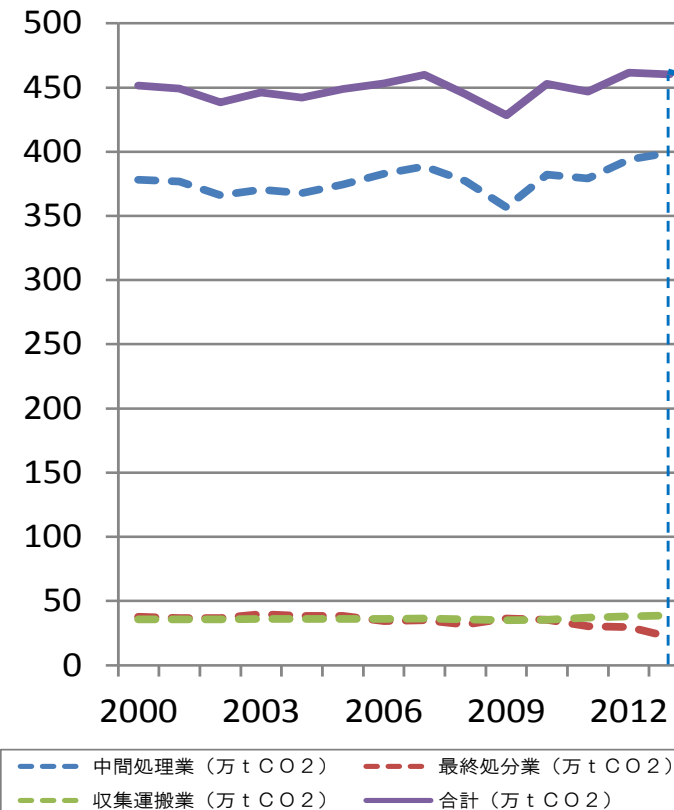
産業廃棄物処理における地球温暖化対策の推進 ①

産業廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスは近年横ばいであり、省エネ・再エネを総合的に推進することが必要。

- 平成27年12月に採択されたパリ協定を踏まえ、廃棄物分野の更なる低炭素化が求められている
- 省エネ・再エネを総合的に推進するため、廃棄物処理事業の各工程(事業計画策定、収集・運搬、中間処理等)ごとの支援が必要
- 事業の確実な実施が見込まれ、また、費用対効果が高い事業に対して重点的に支援することが必要

エネルギー対策特別会計を活用し、

- 中間処理の低炭素化を促進するため、廃棄物エネルギーを用いた発電や廃棄物燃料製造、省エネ化設備、省エネ型の収集運搬車等の導入を補助
- 廃棄物の排出者及び熱・廃棄物燃料の利用者と協議のうえで低炭素化に係る計画を策定する事業を補助
- 海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築を補助



産業廃棄物処理からの温室効果ガスの排出状況

産業廃棄物処理における地球温暖化対策の推進 ②

環境省として様々な観点から民間事業者等の地球温暖化対策を支援。

○ 低炭素型廃棄物処理支援事業

＜平成29年度要求額 2,200百万円＞

(1) 廃棄物処理業低炭素化促進事業

① 事業計画策定支援

廃棄物由来エネルギーを廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定支援

② 低炭素型設備等導入支援

- ・廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置
- ・廃棄物由来燃料製造施設(油化・メタン化・RPF化等)等

(2) 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業

地域の資源循環の高度化及び低炭素化に資する自治体のFS調査、民間団体の事業計画策定を支援する。

○ モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業

(国土交通省連携事業)

＜平成29年度要求額 350百万円＞

海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費及び循環資源等取扱設備の導入経費について補助を行う。

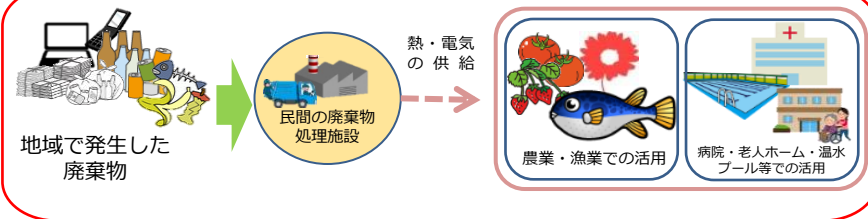
本事業において海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費の一部を補助することにより、静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化を推進し、低炭素社会と循環型社会の統合的実現に寄与する。⇒(右図)事業イメージ参照

事業イメージ

①の補助のイメージ



②の補助のイメージ



循環資源専用輸送容器の導入

海上輸送容器対応型車両の導入

集積・保管による物流調整機能の実現

集積・保管設備の整備

需給・物流マッチングシステムの導入

低炭素・低コストな輸送モードの選択

(11) 廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し

<申請・届出の電子化について>

問 電子申請・届出に対応している事例があればお聞かせください。また、今後電子化を予定している申請・届出があればお聞かせください（※）。

※ 平成28年9月26日～平成28年10月7日に全国115都道府県・政令市に聴取。

業許可		件数
・収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業の変更等の届出	3(0)※1
・処分業	産業廃棄物処分業の変更等の届出	2(0)
施設設置許可		
産業廃棄物処理施設	使用前検査の申請	1(0)
	軽微変更、廃止、休止又は再開の届出	1(0)
	最終処分場の廃止の確認の申請	1(0)
その他		
産業廃棄物管理票交付等状況報告書		38(1)
多量排出事業者による産業廃棄物処理計画	減量計画の提出	47(3)
	実施状況の報告	48(3)
廃棄物再生事業者登録	廃棄物再生事業者の登録	1(0)
	廃棄物再生事業者の変更の届出	1(0)
	廃棄物再生事業者の休廃止の届出	1(0)

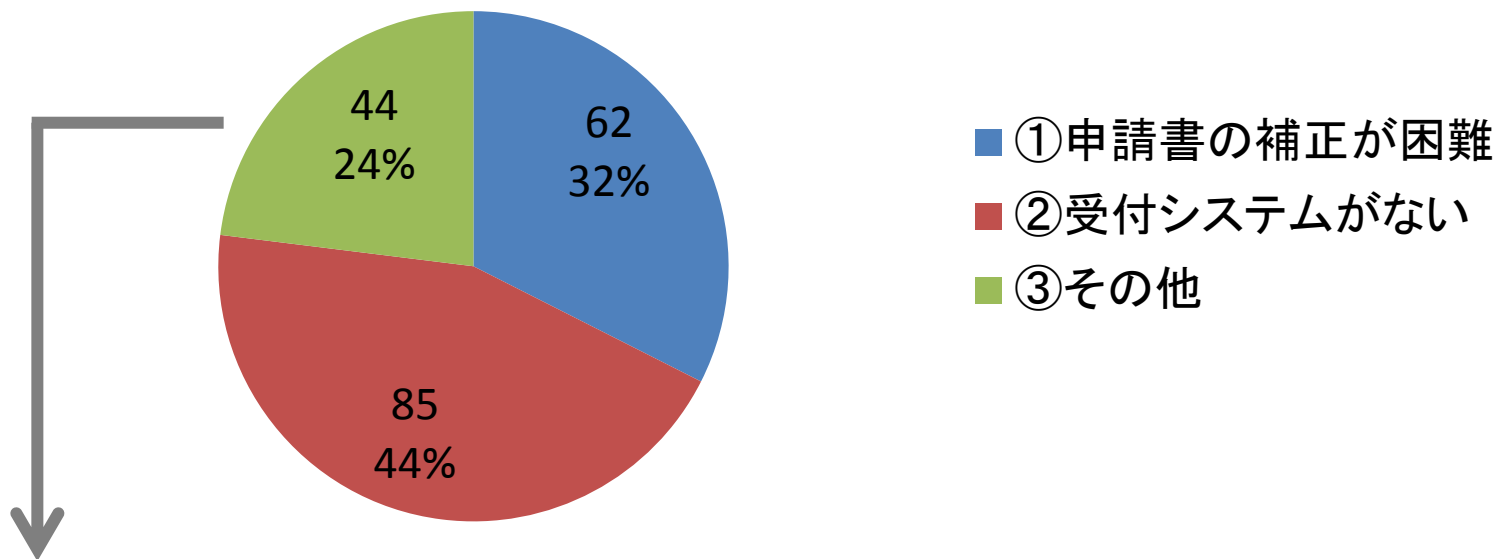
※1 うち1自治体は、車両の変更に係るもののみ電子届出に対応。

注：括弧内は実施予定件数

<申請・届出の電子化について>

問 電子化への対応が難しい理由があれば、その理由をお聞かせください(※)。

※ 平成28年9月26日～平成28年10月7日に全国115都道府県・政令市に聴取。
重複回答あり。



(その他の回答例)

- 許可申請制度自体が電子化に対応していない(対面聴取による確認が必要)
- 手数料納付が困難
- 個人情報流出懸念、セキュリティ対策が必要
- ファイル容量が大きい
- 事業者が電子化に対応していない

<申請・届出の電子化について>

「申請手続きに係る国民負担の軽減等に関する実態調査」の勧告（※）に対する改善措置状況

※ 総務大臣から関係大臣に対する勧告
勧告等年月日 平成25年11月1日 回答日:平成27年1月19日～28日

勧告要旨

申請書及び届出書の窓口機関に対し、郵送受付の導入例などを情報提供することにより、申請者等の利便を図る取組を推進すること。

改善措置状況

平成26年1月31日の全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議において、廃棄物処理法の各種手続における書類の郵送受付の導入例などを情報提供し、廃棄物処理法の適正な運用を前提として、廃棄物処理法上の収集運搬業許可申請等の各種手続において、申請者等の利便を図る取組を推進するよう、周知した。

欠格要件、許可取消処分

法に従った適正な業の遂行を期待できない者を産業廃棄物処理業から排除するため、以下の対象者が欠格要件に該当する場合、都道府県知事は、廃産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設設置許可を取り消さなければならない。

(法第14条の3の2第1項 第1号、法第15条の3第1項第1号)

対象者

- 申請事業者
- 法人の役員(実質的な支配者(黒幕:自然人に限る)を含む)、使用人(支店長等) 等

欠格要件

- 破産者 等

- 禁錮以上の刑に処せられてから五年を経過しない者

- 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

- 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- 廃棄物処理法、環境保全法令、刑法(※)などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから(*)五年を経過しない者

※ 刑法のうち、傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、危険運転致死罪、脅迫罪、背任罪に違反した場合のみ

* 判決により刑が確定してから該当することとなる

- 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消しの日から五年を経過しない者(法人の役員を含む)
- 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可の取消しに係る聴聞通知があつた日から当該処分をする又はしないことを決定する日までの間に廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の廃止を届け出た者(法人の役員を含む)

- その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

例) ・過去、繰り返し許可取消処分を受けている者

・廃掃法、環境保全法令等の法律違反によって、検察から公訴を提起されている者

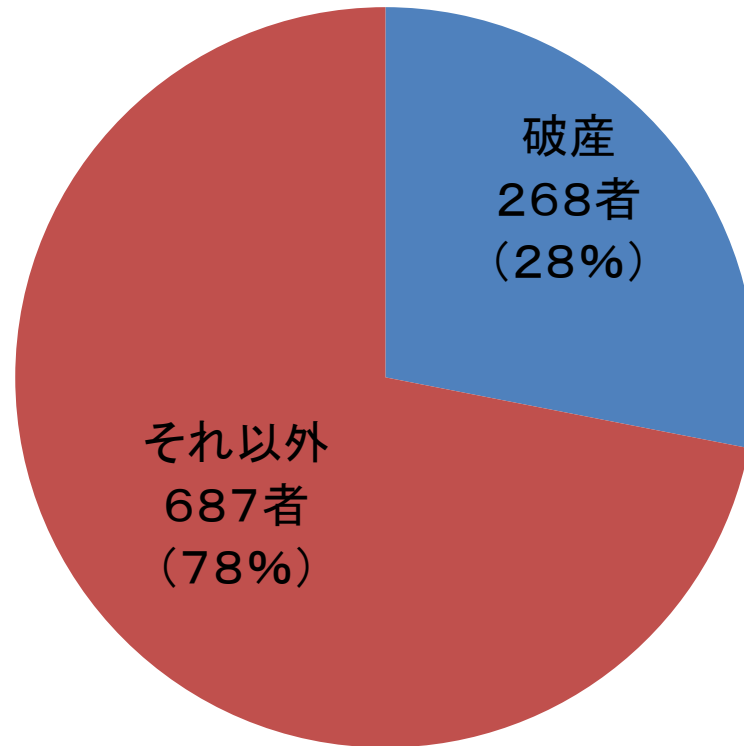
・環境保全法令違反を繰り返し行政指導が累積している者 等

 : 法人を含むもの

<取消処分の事由について>

過去5年間における産業廃棄物処理業の許可の取消処分（法第14条の3の2、第14条の6）及び産業廃棄物処理施設設置の許可の取消処分（法第15条の3）について、破産者であることにより取り消された処理業者数を集計。

取消処分事由の内訳 (平成23～27年度実績)



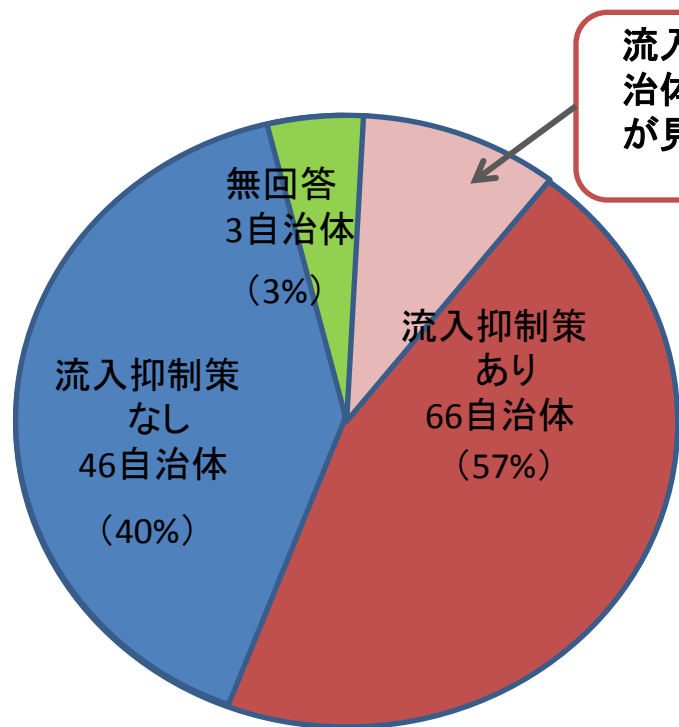
※産業廃棄物行政情報システムに登録のある行政処分情報(平成23～27年度分)より環境省が集計

(12) 地方公共団体の運用

<産業廃棄物の流入抑制策について>

問 貴都道府県市外から流入する廃棄物の抑制策について、今後の見直し予定の有無についてお聞かせ下さい。

※（公財）産業廃棄物処理事業振興財団による聴取結果から作成



流入抑制策がある66自治体のうち11自治体※が見直しの予定あり
(平成27年末時点)

※ 11自治体の現状

- 抑制策緩和を実施済み（4自治体）
- 抑制策緩和を検討中（3自治体）
- 抑制策強化を実施済み（1自治体）
- 未定（3自治体）

【見直しの例】

- 流入抑制策を廃止すること
- 優良業者が廃棄物を搬入する場合には、承認期間を延長すること、廃棄物の搬入量が1トン未満/年の場合に協議を不要とすること
- 協議済みの案件に変更があった場合（収集運搬業者の変更や搬入期間を30日程度延長する場合等）には、再協議を不要とすること
- 特別管理産業廃棄物のうち低濃度PCBを搬入する場合には、事前協議を不要とすること
(国に認定されたPCB無害化処理施設がある)

等